

佐久大学・佐久大学信州短期大学部における障害を理由とする  
差別の解消の推進に関する対応指針

(目的)

第1条 この指針(以下「対応指針」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第8条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、佐久大学・佐久大学信州短期大学部(以下「本学」という。)の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学は、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者差別解消法に則り、すべての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組めるよう監督するとともに、障害のある者が障害のない者と平等に教育及び研究に参加できるよう機会を確保する。

(定義)

第3条 この対応指針において、障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、学生、教職員、学外者を問わず、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究、その他活動全般において、そこに関わる者すべてを対象とする。ただし、労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

2 この対応指針において、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は、障害者に対して、別紙留意事項の示すところにより、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 この対応指針において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学における教育及び研究、その他活動全般について、機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

(合理的配慮の提供)

- 第5条 教職員は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、別紙留意事項の示すところにより、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。
- 2 本学は、個々の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等）に努めることとする。
- 3 教職員は、障害者に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することに合わせ、適時、見直しを行うことに努めることとする。

(学長の責務)

- 第6条 学長は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また、障害者に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害者差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害者差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 学長は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第7条 本学における障害者差別解消法第14条の規定に基づく、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口は、学生総合支援センターとする。
- 2 前項の相談窓口については、必要に応じて、相談に対応する教職員の確保、充実を図るものとする。

(紛争の防止等に関する体制の整備)

- 第8条 本学における障害者差別解消法第14条の規定に基づく、障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための組織は、ハラスメント対策委員会とする。

(研修・啓発)

- 第9条 本学は、障害者差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに教職員となった者に対しては、障害者差別の解消に関する基本的な事項について理解を深めさせるため、また、新たに監督者となった教職員に対しては、障害者差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解を深めさせるため、研修を実施する。
- 3 教職員に対し、障害特性を理解するとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、意識の啓発を図る。

(情報公開)

第10条 本学は、障害のある進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等について、ホームページ等を通じて公開することとする。

(対応指針の見直し)

第11条 本学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて、対応指針を見直し、充実を図るものとする。この際には、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。また、障害者差別解消法及び基本方針の見直しに合わせ、この対応指針も見直すものとする。

附 則

この対応指針は、令和5年4月1日より施行する。